

日医発第1594号（保険）
令和6年12月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和6年11月29日付け保医発1129第2号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）の一部が改正され、令和6年12月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和6年11月29日付け保医発1129第3号）の別紙16～17ページに掲載されている医療機器が区分C1及びC2として承認されたこと等によるものです（令和6年12月19日付け日医発第1593号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 官報（令和6年11月29日 号外第277号 抜粋）
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
(令和6年11月29日付け 保医発1129第2号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)

改 正 後	改 正 前
十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等 (1) (略) (2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。 (削る) イ 一ハ (略) 二 患者がロ及びハの書類の確認を行ったことを証する書類 (3) (2)ロの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ハの説明を行った保険医の氏名を記載する。と。	十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等 (1) (略) (2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。 イ 被保険者証の写し ロ 二 (略) ホ 患者がハ及び二の書類の確認を行ったことを証する書類 (3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)二の説明を行った保険医の氏名を記載する。と。

○厚生労働省告示第三百五十四号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月一日から適用する。
令和六年十一月二十九日
厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) (略) (9) 血栓除去用カテーテル ①・② (略) ③ 経皮的血栓除去用 ア・イ (略) ウ 分離捕捉型 ④ (略) (10)～(22) (略) (23) 大動脈分岐部用ツイルターセット 134～229 (略) 230 静脈用ステントセット Ⅲ～Ⅴ (略)	別表 Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) (略) (9) 血栓除去用カテーテル ①・② (略) ③ 経皮的血栓除去用 ア・イ (略) (新設) ④ (略) (10)～(22) (略) (新設) 134～229 (略) (新設) Ⅲ～Ⅴ (略)

VI 歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				VI 歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品名	単位	材料価格		品名	単位	材料価格	
001 (略)				001 (略)			
002 歯科鑄造用 14 カラット金合金 インプレー用 (J 1 S 適合品)	1 g	10,390 円		002 歯科鑄造用 14 カラット金合金 インプレー用 (J 1 S 適合品)	1 g	10,300 円	
003 歯科鑄造用 14 カラット金合金 鈎用 (J 1 S 適合品)	1 g	9,081 円		003 歯科鑄造用 14 カラット金合金 鈎用 (J 1 S 適合品)	1 g	8,991 円	
004 歯科用 14 カラット金合金 鈎用線 (金 58.33% 以上)	1 g	9,176 円		004 歯科用 14 カラット金合金 鈎用線 (金 58.33% 以上)	1 g	9,086 円	
005 歯科用 14 カラット金合金 金ろう (J 1 S 適合品)	1 g	9,165 円		005 歯科用 14 カラット金合金 金ろう (J 1 S 適合品)	1 g	9,075 円	
006 歯科鑄造用 金銀 パラジウム合金 (金 12% 以上 J 1 S 適合品)	1 g	3,010 円		006 歯科鑄造用 金銀 パラジウム合金 (金 12% 以上 J 1 S 適合品)	1 g	3,045 円	
007～009 (略)				007～009 (略)			
010 歯科用 金銀 パラジウム合金 ろう (金 15% 以上 J 1 S 適合品)	1 g	4,543 円		010 歯科用 金銀 パラジウム合金 ろう (金 15% 以上 J 1 S 適合品)	1 g	4,560 円	
011 歯科鑄造用 銀合金 第 1 種 (銀 60% 以上 インプラム 5% 未満 J 1 S 適合品)	1 g	177 円		011 歯科鑄造用 銀合金 第 1 種 (銀 60% 以上 インプラム 5% 未満 J 1 S 適合品)	1 g	179 円	
012 歯科鑄造用 銀合金 第 2 種 (銀 60% 以上 インプラム 5% 以上 J 1 S 適合品)	1 g	202 円		012 歯科鑄造用 銀合金 第 2 種 (銀 60% 以上 インプラム 5% 以上 J 1 S 適合品)	1 g	204 円	
013 歯科用 銀ろう (J 1 S 適合品)	1 g	244 円		013 歯科用 銀ろう (J 1 S 適合品)	1 g	245 円	
014～069 (略)				014～069 (略)			
VII～IX (略)				VII～IX (略)			

○厚生労働省告示第 335 号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第 409 号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第 219 号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月一日から適用する。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～三 (略)	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～三 (略)
四 削除	四 テモソロミド用量強化療法 膠芽腫（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）
五～五十四 (略)	五～五十四 (略)

○厚生労働省告示第 335 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 48 号）の一部及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第 19 号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第 99 号）第二十九条第三項第一号及び第二号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第 53 号）第二十七条の四の二第十五号及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第 32 号）第八条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する告示

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成十六年厚生労働省告示第 337 号）の一部を次の表のように改正する。

保医発 1129 第 2 号
令和 6 年 11 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 8 款 K 6 1 8 の次に次を加える。

K 6 1 9 － 2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術

静脈用ステント留置術は、既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害の患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守して、静脈ステントセットを用いて実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 133 (6) ア、イ及びウ中の「経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び脳血栓除去用」を「経皮的血栓除去用・破砕吸引型、経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用」に改める。
- 2 I の 3 の 133 (14) の次に次を加える。
 - (15) 大動脈分岐部用フィルターセット
 - ア 関連学会の定める適正使用指針に従って、経カテーテル大動脈弁置換術中の塞栓物質に対する予防的措置が必要と判断される場合に限り算定できる。
 - イ 血管病変部の画像所見等を踏まえ、大動脈分岐部用フィルターセットの使用が適切であると判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 3 I の 3 の 229 の次に次を加える。
 - (1) 静脈用ステントセットは、深部静脈血栓症患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、経血管的に腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に使用した場合に限り、1 回の手術に対して 2 個を限度として算定できる。
 - (2) 静脈用ステントセットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 94 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 58 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 61 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 1,664 点

(2) 4 分の 3 冠

2,080 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 362 点

b 複雑なもの 669 点

ロ 5 分の 4 冠 842 点

ハ 全部金属冠 1,060 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 246 点

b 複雑なもの 490 点

ロ 4 分の 3 冠 605 点

ハ 5 分の 4 冠 605 点

ニ 全部金属冠 759 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	25 点
b	複雑なもの	44 点
ロ	5 分の 4 冠	57 点
ハ	全部金属冠	69 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	32 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ	全部金属冠	51 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	605 点
(2)	小臼歯	605 点
(3)	大臼歯	842 点
2	銀合金	
(1)	前歯	40 点
(2)	小臼歯	40 点
(3)	大臼歯	57 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	362 点
ロ	小臼歯・前歯	246 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	25 点
ロ	小臼歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	945 点
2	銀合金を用いた場合	112 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき） 29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,220 点

ロ 小臼歯 919 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 55 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 733 点

ロ 小臼歯 919 点

ハ 大臼歯 1,220 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 70 点

ロ 小臼歯 70 点

ハ 大臼歯 70 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき） 1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,890点
ロ 犬歯・小臼歯	1,537点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,537点
ロ 犬歯・小臼歯	1,181点
ハ 前歯（切歯）	909点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	975点
ロ 犬歯・小臼歯	763点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	669点
ロ 犬歯・小臼歯	582点
ハ 前歯（切歯）	540点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	893点
(2) 二腕鉤（レストつき）	690点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	270点
(2) 犬歯・小臼歯	291点
(3) 大臼歯	335点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	30点
(2) 犬歯・小臼歯	30点
(3) 大臼歯	30点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 磁石構造体	777点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 669 点

ロ 小臼歯・前歯 490 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 44 点

ロ 小臼歯・前歯 32 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,563 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）
の一部改正について

- 1 別表のⅡの 133（1）中の「血栓除去用カテーテル（10 区分）」を「血栓除去用カテーテル（11 区分）」に、「合計 62 区分」を「合計 63 区分」に、（10）②中の「経皮的血栓除去用（2 区分）」を「経皮的血栓除去用（3 区分）」に、「合計 10 区分」を「合計 11 区分」に改め、③オ ii の次に次を加える。

iii 分離捕捉型

次のいずれにも該当すること。

- a 経皮的に深部静脈の血栓を分離し捕捉除去する際に使用するカテーテルであること。
- b 自己拡張能を持つ網状のワイヤと、分離した血栓を捕捉するためのバッグからなること。

- 2 別表のⅡの 133（23）の次に次を加える。

（24） 大動脈分岐部用フィルターセット
定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系塞栓捕捉用カテーテル」であること。
- ② 経カテーテル大動脈弁置換術中に飛散する塞栓物質の捕捉を目的として、経カテーテル大動脈弁置換術に際し、置換前に大動脈分岐部に一時的に留置する複数のフィルターを持つカテーテルであること。

- 3 別表のⅡの 229 の次に次を加える。

230 静脈用ステントセット
定義

次のいずれにも該当すること。

- （1） 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（07）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「静脈用ステント」であること。
- （2） 既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害に対し、腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に、経血管的に挿入され、体内に留置するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款～第7款 (略) 第8款 心・脈管 K545～K618 (略) <u>K619-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術</u> <u>静脈用ステント留置術は、既存療法では治療困難な症候性腸骨</u> <u>大腿静脈流出障害の患者に対し、関連学会の定める適正使用指針</u> <u>を遵守して、静脈ステントセットを用いて実施した場合、本区分</u> <u>の所定点数を準用して算定する。</u> K620～K627-4 (略) 第9款～第13款 (略) 第2節～第3節 (略) 第11部～第14部 (略) 第3章 (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款～第7款 (略) 第8款 心・脈管 K545～K618 (略) (新設) K620～K627-4 (略) 第9款～第13款 (略) 第2節～第3節 (略) 第11部～第14部 (略) 第3章 (略)

(別添2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第8号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(5) (略) (6) 血栓除去用カテーテル ア 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、<u>経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用</u>は、1回の手術に対し、3本を限度として算定する。 イ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、<u>経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用</u>は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。 ウ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、<u>経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用</u>を使用するに当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。 エ・オ (略) (7)～(14) (略) (15) <u>大動脈分岐部用フィルターセット</u> ア <u>関連学会の定める適正使用指針に従って、経カテーテル大動脈弁置換術中の塞栓物質に対する予防的措置が必要と判断され</u>	I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(5) (略) (6) 血栓除去用カテーテル ア 経皮的血栓除去用・破砕吸引型<u>及び</u>脳血栓除去用は、1回の手術に対し、3本を限度として算定する。 イ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型<u>及び</u>脳血栓除去用は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。 ウ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型<u>及び</u>脳血栓除去用を使用するに当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。 エ・オ (略) (7)～(14) (略) (新設)

<u>る場合に限り算定できる。</u> <u>イ 血管病変部の画像所見等を踏まえ、大動脈分岐部用フィルターセットの使用が適切であると判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	
134～229 （略）	134～229 （略）
<u>230 静脈用ステントセット</u>	（新設）
(1) <u>静脈用ステントセットは、深部静脈血栓症患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、経血管的に腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。</u> (2) <u>静脈用ステントセットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u>	
4～6 （略）	4～6 （略）
Ⅱ～Ⅳ （略）	Ⅱ～Ⅳ （略）

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>94 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>58 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,664 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>2,080 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>362 点</u> b 複雑なもの <u>669 点</u> ロ 5 分の 4 冠 <u>842 点</u>	(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>95 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>59 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,650 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>2,062 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>366 点</u> b 複雑なもの <u>677 点</u> ロ 5 分の 4 冠 <u>852 点</u>

ハ 全部金属冠	<u>1,060 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,072 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>246 点</u>	a 単純なもの	<u>249 点</u>
b 複雑なもの	<u>490 点</u>	b 複雑なもの	<u>495 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>605 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>612 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>605 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>612 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>759 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>767 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>69 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>70 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>32 点</u>	b 複雑なもの	<u>33 点</u>
ロ (略)		ロ (略)	
ハ (略)		ハ (略)	
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>605 点</u>	(1) 前歯	<u>612 点</u>
(2) 小臼歯	<u>605 点</u>	(2) 小臼歯	<u>612 点</u>
(3) 大臼歯	<u>842 点</u>	(3) 大臼歯	<u>852 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>362 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>246 点</u> (2) （略） 2 （略） M011 レジン前装金属冠（1 歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 <u>945 点</u> 2 銀合金を用いた場合 <u>112 点</u> M011-2～M016-3 （略） M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>1,220 点</u> ロ 小臼歯 <u>919 点</u> (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 <u>55 点</u> 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 <u>733 点</u> ロ 小臼歯 <u>919 点</u> ハ 大臼歯 <u>1,220 点</u> (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>70 点</u> ロ 小臼歯 <u>70 点</u> ハ 大臼歯 <u>70 点</u> M017-2～M019 （略） M020 鑄造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>366 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>249 点</u> (2) （略） 2 （略） M011 レジン前装金属冠（1 歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 <u>956 点</u> 2 銀合金を用いた場合 <u>113 点</u> M011-2～M016-3 （略） M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>1,234 点</u> ロ 小臼歯 <u>929 点</u> (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 <u>56 点</u> 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 <u>741 点</u> ロ 小臼歯 <u>929 点</u> ハ 大臼歯 <u>1,234 点</u> (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>71 点</u> ロ 小臼歯 <u>71 点</u> ハ 大臼歯 <u>71 点</u> M017-2～M019 （略） M020 鑄造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤
--	--

イ 大・小臼歯	<u>1,890 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,871 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,537 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,522 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	<u>1,537 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,522 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,181 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,169 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>909 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>900 点</u>
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>975 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>987 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>763 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>772 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	<u>669 点</u>	イ 大臼歯	<u>677 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>582 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>589 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>540 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>546 点</u>
3 （略）		3 （略）	
M021 線鉤（1 個につき）		M021 線鉤（1 個につき）	
1 （略）		1 （略）	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>893 点</u>	(1) 双子鉤	<u>884 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>690 点</u>	(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>683 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）		M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>270 点</u>	(1) 前歯	<u>273 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>291 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>294 点</u>
(3) 大臼歯	<u>335 点</u>	(3) 大臼歯	<u>339 点</u>
2 （略）		2 （略）	
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）		M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 （略）		1 （略）	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) イ 大臼歯 <u>669 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>490 点</u> (2) 銀合金 イ (略) ロ 小臼歯・前歯 <u>32 点</u> (キーパー) (略) M023 バー (1 個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,563 点</u> (2) (略) 2 (略) M030 (略)	(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) イ 大臼歯 <u>677 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>495 点</u> (2) 銀合金 イ (略) ロ 小臼歯・前歯 <u>33 点</u> (キーパー) (略) M023 バー (1 個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,582 点</u> (2) (略) 2 (略) M030 (略)
--	--

(別添 4 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット(3 区分)、PTA バルーンカテーテル(9 区分)、下大静脈留置フィルタセット(2 区分)、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル(2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4 区分)、血管内異物除去用カテーテル(6 区分)、血栓除去用カテーテル(<u>11</u> 区分)、塞栓用コイル(7 区分)、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ(3 区分)、頸動脈用ステントセット(2 区分)、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル(2 区分)、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2 区分)及び血管形成用カテーテル(2 区分)の合計 <u>63</u> 区分に区分する。 (2)～(9) (略) (10) 血栓除去用カテーテル	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット(3 区分)、PTA バルーンカテーテル(9 区分)、下大静脈留置フィルタセット(2 区分)、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル(2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4 区分)、血管内異物除去用カテーテル(6 区分)、血栓除去用カテーテル(<u>10</u> 区分)、塞栓用コイル(7 区分)、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ(3 区分)、頸動脈用ステントセット(2 区分)、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル(2 区分)、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2 区分)及び血管形成用カテーテル(2 区分)の合計 <u>62</u> 区分に区分する。 (2)～(9) (略) (10) 血栓除去用カテーテル

① (略)

② 機能区分の考え方

構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（3区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用（3区分）及び脳血栓除去用（4区分）の合計 11 区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア～エ (略)

オ 経皮的血栓除去用

i・ii (略)

iii 分離捕捉型

次のいずれにも該当すること。

a 経皮的に深部静脈の血栓を分離し捕捉除去する際に使用するカテーテルであること。

b 自己拡張能を持つ網状のワイヤと、分離した血栓を捕捉するためのバッグからなること。

カ (略)

(11)～(23) (略)

(24) 大動脈分岐部用フィルターセット

定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系塞栓捕捉用カテーテル」であること。

② 経カテーテル大動脈弁置換術中に飛散する塞栓物質の捕捉を目的として、経カテーテル大動脈弁置換術に際し、置換前に大動脈分岐部に一時的に留置する複数のフィルターを持つカテーテルであること。

134～229 (略)

230 静脈用ステントセット

① (略)

② 機能区分の考え方

構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（3区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用（2区分）及び脳血栓除去用（4区分）の合計 10 区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア～エ (略)

オ 経皮的血栓除去用

i・ii (略)

(新設)

カ (略)

(11)～(23) (略)

(新設)

134～229 (略)

(新設)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(07) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「静脈用ステント」であること。
- (2) 既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害に対し、腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に、経血管的に挿入され、体内に留置するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

Ⅲ～Ⅸ （略）

Ⅲ～Ⅸ （略）